

FRAND をめぐる裁判例にみる 標準規格必須特許の実施料算定方法に関する研究

上池 睦* 小林 和人** 平塚 三好*** 平塚研究室****

要 約

近年、国内外で FRAND 宣言した標準規格必須特許の実施料の具体的対価を算定した裁判が現れ、注目されている。本稿では FRAND をめぐる複数の裁判例について、標準規格必須特許の実施料の算定方法ならびに算定に用いられた要素等の比較分析を行い、各裁判例での算定方法の共通点、相違点等の特徴を明らかにした。また、各裁判例で実施料算定の基準となった要素を抽出し、その統一化を図ることにより、汎用性の高い合理的な実施料の算定方法を導いて提案した。さらに、提案した実施料算定方法を実際の裁判例や具体的標準規格に適用して、提案した算定方法の妥当性を検証した。

目次

1. はじめに
 - (1) 背景
 - (2) 研究の目的と方法
2. FRAND 実施料算定がなされた裁判例
 - (1) 裁判例の要旨
 - (2) 実施料算定方法の分析
 - (3) 実施料の比較
 - (4) 実施料算定要素の比較
 - (5) 小括
3. FRAND 実施料算定方法の提案
 - (1) 実施料算定要素の抽出
 - (2) 実施料算定方法の提案
 - (3) 小括
4. 提案する実施料算定方法の検証
 - (1) 裁判例への適用
 - (2) ZigBee の実施料の試算
 - (3) LTE の実施料の試算
 - (4) 小括
5. まとめ

1. はじめに

(1) 背景

国際標準化団体等の標準化団体の多くは、標準規格の策定時の標準規格必須特許（以下、「必須特許」という。）の取り扱いについて、必須特許を保有する者（以下、「必須特許権者」という。）は、必須特許の実施許諾についての宣言書を標準化団体に対して提出する必要がある旨を定めている。

必須特許権者は、必須特許の実施許諾の意思がある

場合には、無償、あるいは「公平、合理的、かつ非差別的な条件 (Fair, Reasonable, and Non-Discriminatory Terms and Conditions)」(以下、「FRAND⁽¹⁾」という。)での実施許諾を宣言書で選択して表明することができる⁽²⁾。一方、標準化団体は個々のライセンス契約に関与することはなく、必須特許権者に対して宣言の場を提供するに留まる。FRAND 宣言は、第三者のためにするライセンス許諾契約と解釈する余地もあり、その契約行為の法的性質が曖昧であるといった問題が伴う。また、宣言書で規定した「合理的 (Reasonable)」な実施料（以下、「FRAND 実施料」という。）が、どのくらいの金額なのかについても判断基準がない。このような事情を背景として、必須特許のライセンス交渉は当事者間の対価合意を困難なものとしていた。

近年、FRAND 実施料を具体的に算定した複数の裁判例が現れ、上述の論点とともに注目されるようになった。当該裁判例での FRAND 実施料の算定額については賛否両論で受け止められたが、その背景としては判示された算定額のみに関心が集中し、「合理的 (Reasonable)」な実施料の算定方法そのものについて

* 平成 26 年度東京理科大学専門職大学院修了。本稿は筆頭著者上池の同大学院でのプロジェクト研究を元に共著者が議論検討を行い共同執筆した。

** 会員

*** 東京理科大学専門職大学院イノベーション研究科知的財産戦略専攻 教授

**** 同研究室

の理解が十分なものではない傾向も伺える。

(2) 研究の目的と方法

本稿は、複数の裁判例において共通する実施料算定の要素の分析から統一的算定方法を提案することを目的とする。これにより必須特許のライセンス交渉において、当事者等の納得性が高い実施料の算定と円滑な合意形成の一助となることを期待するものである。本稿はFRAND実施料の算定がなされた複数の裁判例について、実施料、算定要素等の比較といった分析を行い、各裁判例の共通点、相違点等を明らかにする。また、各裁判例で実施料算定の基準となった要素を抽出し、その統一化を図ることにより、汎用性の高い合理的な実施料の算定方法を導き、提案する。

なお、本稿では法制度の異なる複数国の裁判例を比較している。FRAND宣言の法的効力等は各国で差異があるとしても、国際的な取引の観点から「合理的(Reasonable)」な実施料の算定方法は実質的に同一であるべき、という見解に基づくものである。

2. FRAND実施料算定がなされた裁判例

(1) 裁判例の要旨

① Apple v. Samsung (日本・知財高裁)⁽³⁾

(ア) 事件の概要

本事件は、Apple社が、3G通信規格特許を保有するSamsung社に対して特許権侵害に基づく損害賠償請求権の不存在の確認を求めた事件である。東京地裁は、Samsung社が誠実交渉義務に違反しているものとして損害賠償請求を認めず、これに対し、Samsung社は控訴した。裁判所は、FRAND条件を超える損害賠償請求については権利の濫用に該当し、損害額として、後述のとおりFRAND条件下のライセンス相当額を判示した。

対象製品はスマートフォンの「iPhone4」(判旨中、対象製品2)、及びタブレットの「iPad2 Wi-Fi + 3G (以下、「iPad2」という。)」(判旨中、対象製品4)である。

(イ) FRAND実施料の算定

裁判所は、算定に当たって、「まず、製品の売上高合計のうち、標準規格に準拠していることが貢献した部分の割合を算定し、次に、標準規格に準拠していることが貢献した部分のうちの本件特許が貢献した部分の割合を算定する。標準規格に準拠していることが貢献

した部分のうちの本件特許が貢献した部分の割合を算定する際には、累積実施料が過剰となることを抑制する観点から全必須特許に対するライセンス料の合計が一定の割合を超えない計算方法を採用することとし、本件においては、他の必須特許の具体的内容が明らかでないことから、標準規格に必須となる特許の個数割りによるのが相当である」⁽⁴⁾とした。

裁判所はFRAND条件による実施料相当額を、2つの対象製品について、それぞれ9,239,308円及び716,546円と算出した。

本事件は、裁判所が基準実施料率のベースを「対象製品の価格」でなく「対象製品に標準規格の貢献の割合を乗じた金額」を採用しており、これが実施料の算定結果に大きな影響を与えている。

② Microsoft v. Motorola (米国・ワシントン西区連邦地裁)⁽⁵⁾

(ア) 事件の概要

本事件は、Microsoft Corporation (以下、「Microsoft社」という。)が、Motorola, Inc.と関連会社 (以下、「Motorola社」という。)に対し、FRAND義務の債務不履行に基づく損害賠償を求めた事件である。

本事件は、動画圧縮規格のH.264 (ITU, ISO/IECが共同で策定) 及び無線LAN規格の802.11 (IEEE⁽⁶⁾が策定) の2つの技術標準を対象としている。Motorola社は、H.264標準の必須特許16件、及び802.11標準の必須特許11件を有しており、Microsoft社に対し、最終製品の販売金額の2.25%実施料を要求する旨のライセンス提案書を送付した。それに対しMicrosoft社は、Motorola社のライセンス提案書で提示された許諾条件はFRAND義務に反する債務不履行に該当すると主張し、Motorola社に対して本事件訴訟を提起した。

対象製品は、「Xbox」等のMicrosoft社製品である。

(イ) Georgia-Pacific factor⁽⁷⁾の修正

裁判所は、合理的な実施料の算定に際し、FRANDの観点で、Georgia-Pacific factorは修正されなければならないとした(表1)。

次に、裁判所は、判断基準を明らかにした上で、本事件802.11標準及びH.264標準の必須特許をめぐる仮想交渉があれば当事者が合意に至ったと推測されるFRAND実施料を算定した。

(ウ) FRAND 実施料の算定

裁判所は、H.264 標準及び 802.11 標準関連特許のпатентプール、並びに他の 2 つ評価指標により提示された実施料率を採用し、最終的な実施料を決定した。

裁判所は、結論として、Motorola が有する H.264 標準の必須特許の実施料範囲は、0.555-16.389 セント/台であるが、Motorola 社の必須特許は H.264 標準又は Microsoft 社の製品に重大な技術的価値に貢献していないと判示し、Microsoft 社は最低限の 0.555 セント/台の実施料を支払えばよいとした。また、裁判所は Motorola 社が有する 802.11 標準の必須特許の実施料範囲は、0.8-19.5 セント/台であるが、Xbox に対しては 3.471 セント/台と設定し、他の製品に対しては全て 0.8 セント/台と判示した。

本事件は、パテントプールの実施料を指標として採用したことが、実施料を相対的に低額なものとしている。一般に、パテントプールの実施料（実施料率）はボリュームディスカウント条件や CAP 条件（支払い金額の上限）により、実質的な実施料が減額される。本事件の判決文の脚注 22 で、H.264 の実施料算定は Microsoft 社の売り上げが 13M ドルの CAP 条件が適用されたことが示されており、CAP 条件が適用されなければ実施料は 0.555 セント/台よりも高額になっていたと推測される。

③ Innovatio v. Cisco (米国・イリノイ州北区連邦地裁)⁽⁸⁾

(ア) 事件の概要

本事件は、無線 LAN 規格の 802.11 の必須特許 23 件を有する Innovatio 社が、喫茶店、レストラン等の端末利用者（以下、「無線 LAN ユーザー」という。）に対し、無線 LAN ユーザーによる顧客への無線 LAN サービスの提供等は、無線 LAN 標準規格の実施であり、同社の保有する特許権を侵害したとして提訴した事件である。

これに対し、被告である Cisco 社及び他の無線 LAN 装置メーカーが、Innovatio 社の特許権の無効と同特許権侵害の不存在の確認を求めて提訴し、さらに Innovatio 社が、当該メーカーも特許権を侵害しているとして反訴し、その後、全ての訴訟が併合された。

(イ) FRAND 実施料の算定

裁判所は、適切な実施料の算定基準について、「製品全体」ではなく、「発明を具現する部分で、価格をつけ

ることができる最小単位（the smallest salable patent-practicing unit）」を実施料の基礎とすべきであると判示した LaserDynamics 判決⁽⁹⁾を引用し、本事件において、「発明を具現する部分で、価格をつけることができる最小単位」は、無線 LAN チップであると認定した。

また、当時の代替的技術が完璧でないため、本事件係争の特許ポートフォリオは標準にとっては中度又は中度から高度の重要性であるとした。

そして、本事件において、FRAND 条件による実施料率の算定に適した同等なライセンスが存在しないため、代わりに Cisco 社が提案した算定方法を採用した。

(a) まず、特許存続期間中のチップの予想平均価格を 14.85 ドルと推定する。

(b) 次に、予想平均価格に、平均売上高利益率（12.1%）を乗算し、製品単位当たりの利益を 1.8 ドル（製品単位当たりの実施料総額の上限）とする。

(c) そして、保有される特許ポートフォリオが 802.11 必須特許全体の重要度の中で上位 10%に含まれると認定し、電気分野では上位 10%の特許が標準全体価値の 84%を占めるとの論文⁽¹⁰⁾を元にして、これらの比率を上記 1.8 ドルに乘算し、1.51 ドル（これは、上位 10%入り特許の価値を表す）と算定する。

(d) 最後に、全世界において、802.11 必須特許は約 3000 件あると推定し、そのうち、Innovatio 社が有する 19 件の特許ポートフォリオは、全て上位 10%の重要な特許であると認められるので、上記 1.51 ドルに、当該標準上位 10%の特許全体に占める割合である 19 件/300 件を乗じる。

裁判所は、以上のステップで算定した結果、必須特許ポートフォリオの FRAND 条件による実施料を 9.56 セント/台と判示した。

本事件は、裁判所が無線 LAN 搭載製品ではなく、無線 LAN チップを算定のベースを採用しており、結果として実施料が相対的に低く算定されている。

④ CSIRO v. Cisco (米国・テキサス州東区連邦地裁)⁽¹¹⁾

(ア) 事件の概要

本事件は、無線 LAN 規格の 802.11a の必須特許を有するオーストラリア連邦科学産業研究機構（以下「CSIRO」という。）が、Cisco 社に対して当該特許権を

侵害したとして提訴した事件である。

(イ) FRAND 実施料の算定

裁判所は、本事件特許について無線 LAN チップ以外に係る機能も有していると認定し、対象製品を無線 LAN ルーターとした。

また、裁判所は、Cisco 社の子会社の Linksys 社がすでにライセンスを取得済みであり、Linksys 社の実施料額が .65-1.38 ドル/台であること、また、Linksys 社より Cisco 社の売上総利益率が 27.4% 大きいことから、Linksys 社への実施料額を 72.6% で除算し、Cisco 社の実施料額を 0.9-1.9 ドル/台と算定した。

本事件は、裁判所が、特許が無線 LAN のマルチパス問題の解決を与えるものであり、当該特許はチップで閉じた技術でなく、複数のアンテナ等を含む受信部を構成要件とするものであることから、802.11 規格だからといって常にチップを実施料算定のベースとするものではないと判示している。

⑤ Huawei v. InterDigital (中国・広東省高級人民法院)⁽¹²⁾

(ア) 事件の概要

本事件は、Huawei 社が InterDigital Communications, Inc. (以下、「InterDigital 社」という。) に対して、中国における必須特許及び必須特許出願に対する実施許諾及び適正な実施料の設定を求めて提訴した事件の上訴審である。

InterDigital 社は中国において UMTS 規格の必須特許を有しており、Huawei 社による 3G 製品の実施に対し、実施料率として販売額の約 2% 相当を要求した。Huawei 社はこれを不服として提訴したところ、中級人民法院は、InterDigital 社に中国の必須特許の実施許諾を命じ、実施料率は 0.019% を超えてはならないと判決した。これに対し、InterDigital 社は上訴した。

(イ) FRAND 実施料の算定

InterDigital 社の Apple 社に対する実施料率は約 0.0187% であった。また、Samsung 社に対する実施料率は、約 0.19% であった。

裁判所は、Samsung 社との交渉は提訴後の契約であったこと等を考慮し、平和裏に契約がなされた Apple 社に対する実施料率を基準とした。そして、Huawei 社への実施料率を 0.019% に確定したのは妥当であると判断した。

(2) 実施料算定方法の分析

① Apple 判決

Apple 判決の判決文を整理・分析した結果、Apple 判決の実施料算定方法は

$$\text{【実施料率】} = \text{【規格に準拠していることの貢献部分】} \\ \times \text{【対象特許の貢献部分】}$$

$$\left(\text{【対象特許の貢献部分】} = \text{【累積ロイヤリティ上限】} \right. \\ \left. \div \text{【必須特許総件数】} \right)$$

となった。

ここで、【実施料率】は公開されていないが、判決の損害賠償額を売上高⁽¹³⁾で除算し、iPhone4 については 0.0027%、iPad2 については 0.0017% と算出できた。

また、【規格に準拠していることの貢献部分】も公開されていないが、上記【実施料率】から【対象特許の貢献部分】を除算し、iPhone4 については 29%⁽¹⁴⁾、iPad2 においては 18%⁽¹⁵⁾ と算出できた⁽¹⁶⁾。

【累積ロイヤリティ上限】は 5% である。これは、「UMTS 規格の必須特許の特許権者らで作られたパテントプールである W-CDMA パテントプラットフォームでは、標準ライセンス契約として必須特許 1 件当たり工場出荷価格の 0.1% である基準料率をもとに、必要な必須特許を累積した場合の最大値を 5% とし、それを超える場合は基準料率を 5% 以内となるよう圧縮的に低減する仕組みを採用している」⁽¹⁷⁾ ことからである。

【必須特許総件数】は、Fairfield 社のレポート⁽¹⁸⁾において必須（おそらく必須含む）であるとするパテントファミリー数 529 件⁽¹⁹⁾が採用されている。

そして、製品価格に上記【実施料率】を乗算することにより、特許 1 件の実施料額が、iPhone4 については 1.42 円/台、iPad2 については 1.12 円/台と算出できた。

② Microsoft 判決

Microsoft 判決では、上述のとおり複数の既存ライセンス契約を確定実施料の指標として採用している。その中でパテントプールの実施料算定方法は、「Georgia-Pacific factor」の観点での有効性も高いために、本章ではパテントプール実施料算定方法をベースにして分析を行った。なお、後述する算定式の統一化のために、一部の数値はパテントプールの実施料とは別の指標の結果を援用している。

Microsoft 判決の実施料算定方法をまとめると、

【実施料額】=【基準実施料額】

×【配分比率】

×【パテントプールに参加する価値⁽²⁰⁾】

となった。これは、特許ポートフォリオの実施料額である。

【基準実施料額】は、パテントプールの実施料や、パテントプール形成時に議論された実施料額を複数採用して、算定額に幅を持たせている。

【配分比率】は、H.264 標準では 3.642%，802.11 標準では 10.19%である。

【パテントプールに参加する価値】は 3 である。

ここから、【実施料額】が H.264 標準については 0.555-16.389 セント/台、802.11 標準については 0.8-19.5 セント/台と算定された。

そして、H.264 標準に対する製品の実施料は、対象特許が重大な貢献をしていないので、上記実施料の範囲の下限である 0.555 セント/台の実施料を支払われるべきであると最終的に判断した。

また、802.11 標準に対する Xbox の実施料は、上記パテントプール実施料の範囲の下限の 0.8 セント/台、パテントプールの実施料を採用した 6.114 セント/台、並びに他社への実施料である 3.5 セント/台の平均から、3.471 セント/台と算定した。802.11 標準に対するその他の製品については、対象特許は重大な技術的価値に貢献していないため、上記実施料の範囲の下限である 0.8 セント/台と最終的に判断した。

対象となった特許件数は、H.264 標準では 16 件、802.11 標準では 11 件であるため、特許 1 件当たりの実施料額は、H.264 標準については 0.035-1.024 セント/台、802.11 標準については 0.073-1.772 セント/台と算出できた。

また、対象製品の価格を Xbox の米国での販売価格 250 ドルとし、特許ポートフォリオの実施料率を、H.264 標準については 0.0022%，802.11 標準については 0.014%と算出できた。また、特許 1 件当たりの実施料率を、H.264 標準については 0.00014%，802.11 標準については 0.0013%と算出できた。

なお、【配分率】は必須特許総件数に対する保有特許件数の割合によって求められているため、特許 1 件の実施料額は、

【実施料額】=【パテントプール実施料】

÷【必須特許総件数】

×【パテントプールに参加する価値】

と考えることもできる。

③ Innovatio 判決

Innovatio 判決の判決文を整理・分析した結果、Innovatio 判決の実施料算定方法は、

【実施料額】=【製品の平均価格】

×【平均利益率】

×【特許の標準への貢献度】

×【特許保有件数】

÷（【必須特許総件数】×【重要特許比率】）

となった。

【製品の平均価格】は 14.85 ドル、【平均利益率】は 12.1%，【特許の標準への貢献度】は 84%，【特許保有件数】は 19 件、【必須特許総件数】は 3000 件、【重要特許比率】は 10%であり、【実施料額】を 9.56 セントと算定した。

これは、特許ポートフォリオの実施料額であり、特許 1 件当たりの実施料額は、上記実施料額より 19 を除算し、0.5 セント/台と算出できる。

また、実施料率は、製品価格が 14.85 ドルであることより、特許ポートフォリオでは 0.646%，特許 1 件当たりでは 0.034%と算出できる。

なお、対象特許が必須特許における重要特許であるとし、それが標準へどれだけ貢献したかによって算定がなされているが、算定方法において除算する数値を【必須特許総件数】のみにする場合、【特許の標準への貢献度】として 8.4 を乗算する計算（84% ÷ 10%）になる。

④ CSIRO 判決

CSIRO 判決の判決文を整理・分析した結果、CSIRO 判決の実施料算定方法は、

【実施料額】=【他社への個別実施料額】

×【利益率の比例定数】

となった。

ここで、他社（Linksys 社）への個別実施料額は 0.65-1.38 ドル/台。

利益率の比例定数は、Linksys 社と Cisco 社の売上総利益率の比（1/72.6%）から 1.377 である。

実施料額について幅があるのは、Linksys 社の実施料がボリュームディスカウントであったためである。

なお、判旨より対象製品を特定できないため、実施料率の算出は見送った。

⑤ Huawei 判決

Huawei 判決の判決文を整理分析した結果、Huawei 判決の実施料算定方法は、

【実施料率】 \div 【他社への個別実施料率】

となった。

売上総利益率と実施料率の関係、製品中の標準の貢献度、必須特許総件数と特許の質、製品販売地等が考慮され、採用するのに適当な Apple 社への実施料率である 0.0187% に基づき、0.019% と算定された。

なお、判旨より対象製品を特定できないため、実施料額の算出は見送った。

(3) 実施料の比較

① 特許 1 件当たりの比較

裁判例の判決、及び分析により算出できた数値より、特許 1 件当たりの実施料について、図 1 及び図 2 に示す（為替レート 1 ドル 110 円で計算。以下の換算も同様）。

実施料額について、Microsoft 判決については、算定された上限額及び下限額をそれぞれグラフにした。また、CSIRO 判決については、ボリュームディスカウントの最低額及び最高額をそれぞれ上限及び下限としてグラフにした。

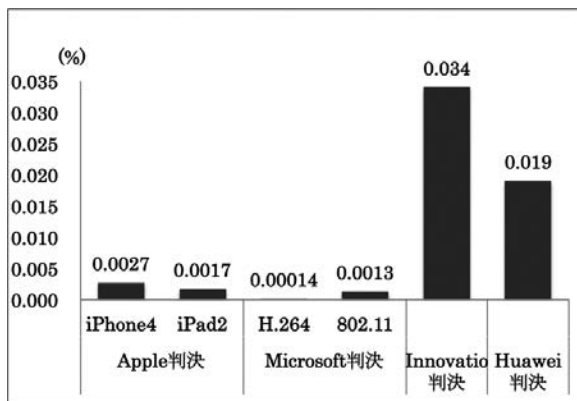


図 1 特許 1 件当たりの実施料率⁽²¹⁾

Innovatio 判決については、他の裁判例の対象製品が完成品であるのに対して、対象製品が部品であるため、実施料率で見ると高い結果となっている。

Huawei 判決は、他の裁判例よりも高い実施料率であることがわかる。

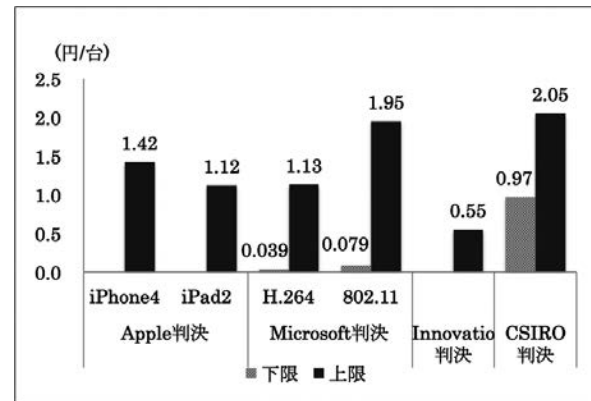


図 2 特許 1 件当たりの実施料額

② 同一条件による比較

原則として下記の条件を同一とした場合の特許 1 件当たりの実施料について、図 3 及び図 4 に示す。この操作により世界特許の件数の重複と特許の価値の考慮に起因する各裁判の算定結果のばらつきが是正される。

(ア) パテントファミリー単位に統一

Innovatio 判決以外は、パテントファミリー単位での必須特許総件数を採用しているため、Innovatio 判決についてもパテントファミリー単位に統一した。その際、米国における必須特許件数が、パテントファミリーの最大数であると仮定し、802.11 標準の米国での必須特許件数の概算である 400 件⁽²²⁾を採用した。Innovatio 判決においては必須特許総件数 3000 件が採用されているため、上記①の数値に 7.5 (= 3000/400)⁽²³⁾を乗算した。

(イ) 特許の価値の均一化

上記(ア)で算出した数値には、特許の価値が考慮されているため、特許の価値の均一化して特許 1 件及び特許ポートフォリオ当たりの比較を行う。

Microsoft 判決における上限と下限は、特許の価値によって変動するものであり、また上下に同じ幅があると仮定し、上限と下限の幾何平均より数値を算出した。Innovatio 判決においては、3 章 2 節における分析のとおり、【特許の標準への貢献度】が 8.4 であることから、これを除算した。

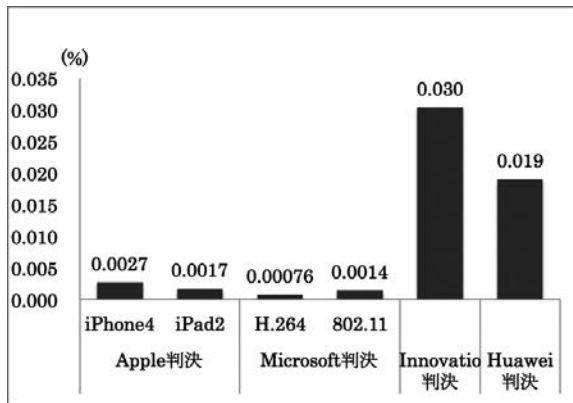


図3 特許1ファミリー当たりの実施料率 (特許価値均一化)

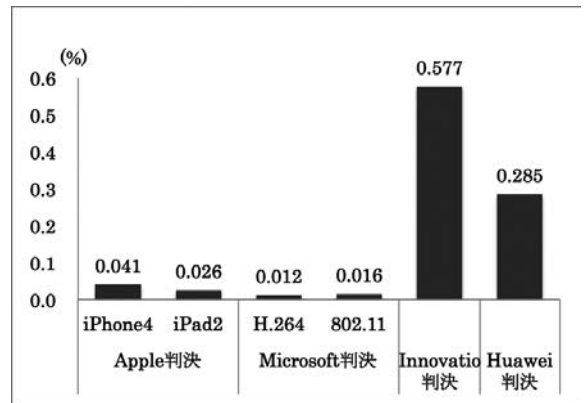


図5 特許ポートフォリオ当たりの実施料率

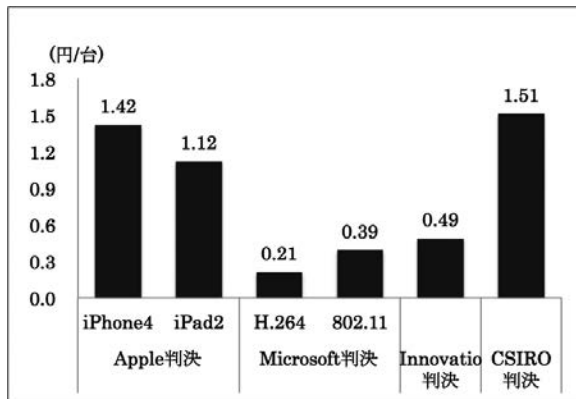


図4 特許1ファミリー当たりの実施料額 (特許価値均一化)

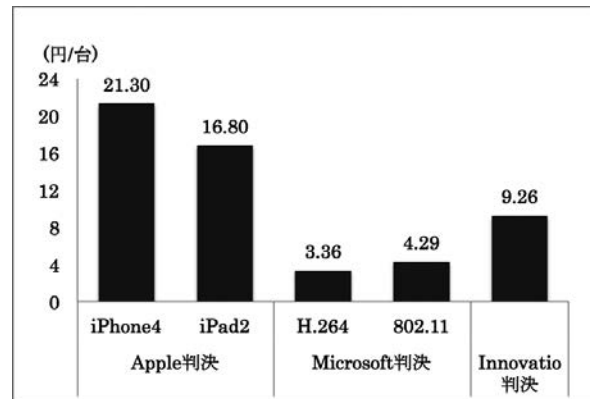


図6 特許ポートフォリオ当たりの実施料額

③特許ポートフォリオ当たりの比較

保有する特許ポートフォリオ当たりの実施料について、図5及び図6について示す。なお、上記②で統一した条件は、本比較においても適用している。

実際のライセンス交渉にあつては、必ずしも特許(ファミリー)件数に比例して対価が決定されるものではないため、本操作によって、上述した是正の上での各裁判での特許ポートフォリオに対する実施料の比較が可能となる。

Microsoft判決及びInnovatio判決については、判決において認定された特許保有件数を乗算した。Apple判決及びHuawei判決については、Apple判決において必須特許件数を認定するために用いたFairfield社のレポートより、Samsung社、InterDigital社ともに保有特許ファミリー数を15件と認定している⁽²⁴⁾ため、これを採用し、乗算した。CSIRO判決は、対象規格におけるCSIRO社の特許保有件数が特定できないため、算出しないものとする。

④特許1件当たりの実施料額と必須特許総件数の相関関係

必須特許総件数が特定されているApple判決、Microsoft判決、及びInnovatio判決における、特許1件当たりの実施料額(特許の価値を均一化して是正)と、必須特許総件数との相関関係について、図7に示す。

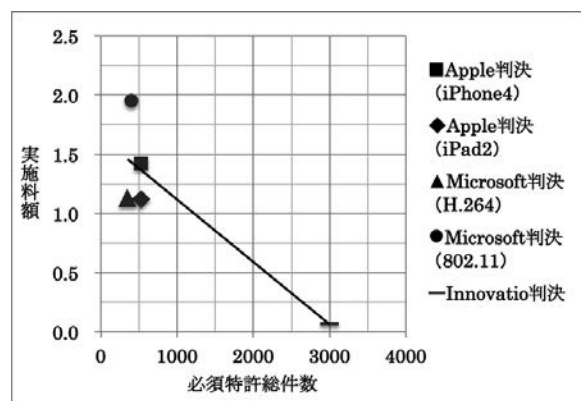


図7 特許1件当たりの実施料額と必須特許総件数の相関関係

必須特許総件数が多くなると、実施料総額を当該総件数で除算するため、特許1件当たりの実施料額は少なくなると予想していたが、実際でも、両者には負の相関が読み取れた。

⑤実施料と製品価格の相関関係

必須特許総件数を均一化した場合の、各裁判の実施料と製品価格の相関関係について、図8及び図9に示す。便宜上、必須特許総件数は400件と仮定する。なお、当該実施料は判決における数値であり、また当該製品価格は2章2節の分析で採用した数値である。

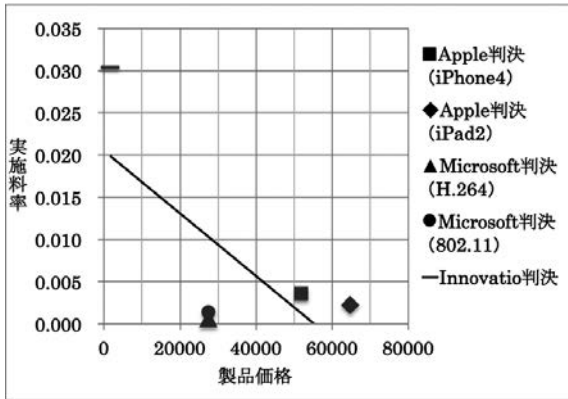


図8 実施料率と製品価格の相関関係

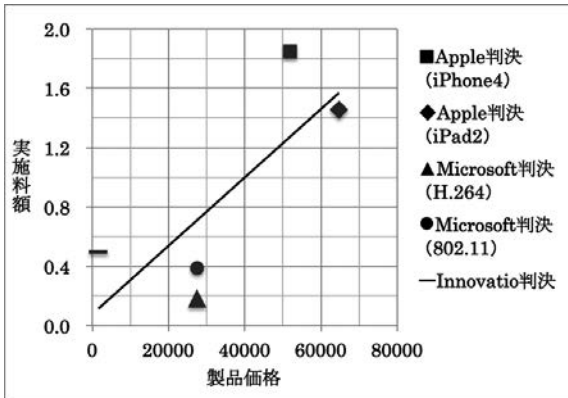


図9 実施料額と製品価格の相関関係

製品価格が高くなると実施料率は低くなると考えられ、実施料額は必須特許総件数を均一化していることから製品価格の影響を受けないものと予想した。

実際には、前者は予想どおり負の相関が読み取れた。一方、実施料額は予想に反し、正の相関となった。これは、規格による実施料額の相違や、対象製品の利益率の相違、何らかの是正が影響しているものと考えられる。

(4) 実施料算定要素の比較

Georgia-Pacific factor のまとめ及び Microsoft 判決で修正された Georgia-Pacific factor, 並びにそれに対応する各裁判例の実施料算定における要素を比較した。これを、表1に示す。表1中、下線が引かれた要素を、算定に用いた。なお、Georgia-Pacific factor は米国訴訟以外の判決では直接的に検討されたものではなく、本稿で比較分析のために取り上げていることに留意されたい。

(5) 小括

判決で算定された実施料額は、概ね同額程度の範囲にあると言えよう。なお比較結果の差は、特許1件当たりについては必須特許総件数や技術分野による相違が、また特許ポートフォリオ当たりについては特許保有件数が影響しているものと考えられる。

表1 算定要素のまとめ⁽²⁵⁾

	Georgia-Pacific factor	修正版 Georgia-Pacific factor	Apple判決	Microsoft判決	
				H264	802.11
1	特許権者が受け取った実施料額	FRAND条件下での実施料額		FRAND条件下ではなく、不採用	FRAND条件下ではなく、不採用
2	対象特許と同等の特許に支払われた料率	同左			
3	ライセンスの性質と範囲	同左			
4	特許権者の方針	適用無し (FRAND宣言しているため)			
5	契約者間の商業上の関係	適用無し (FRAND宣言しているため)			
6	特許製品以外のライセンス製品の販売への影響	特許自体の価値で判断 (標準に採用されたことによる価値は除く)			
7	特許の残存期間とライセンスの期間	同左			
8	特許製品の利益率	特許自体の価値で判断 (標準に採用されたことによる価値は除く)			
9	従来品と比べた特許の優位性	同左 (標準に採用され得た代替技術を考慮)	他の特許と同程度に標準に貢献している	優位性あり	他のプールの実施料額も採用製品への貢献度は重大ではなく、下限の額を適用
10	特許権者の特許製品の特徴と実施者への利益	特許自体の価値で判断 (標準に採用されたことによる価値は除く)			
11	実施者による特許の使用状況	特許自体の価値で判断 (標準に採用されたことによる価値は除く)			
12	商慣行上の利益率	同左 (FRAND条件を負わない場合の商慣行は参考にはしない)	累積ロイヤリティ上限	プールの実施料額	プールの実施料額 他社とのライセンス
13	特許によって実現可能な利益率	特許自体の価値で判断 (標準に採用されたことによる価値は除く)	売上の中で規格が貢献した割合	製品への重要度が低い	製品への重要度が低く、合意には至らない
14	専門家による意見	同左	必須特許総数を特許評価会社のレポートにより決定		特許評価会社のレポートを採用
15	自発的に合意したであろう金額	FRAND条件、標準の目的を勘案	必須特許総数を考慮	必須特許総数を考慮	必須特許総数を考慮
		特許権者への合理的な実施料額の取得を確保		プールに参加する価値	プールに参加する価値 複数の基準実施料額額の平均

	Georgia-Pacific factor	修正版 Georgia-Pacific factor	Innovatio判決	CSIRO判決	Huawei判決
1	特許権者が受け取った実施料額	FRAND条件下での実施料額	FRAND条件下のものはない	修整無し	他社とのライセンス
2	対象特許と同等の特許に 支払われた料率	同左	FRAND条件下のものはない	修整無し	
3	ライセンスの性質と範囲	同左		米国内のみの損害賠償 →下方修整	実施地域
4	特許権者の方針	適用無し (FRAND宣言してるため)		ライセンスに好意的 →下方修整	
5	契約者間の商業上の関係	適用無し (FRAND宣言してるため)		競争相手ではない →下方修整	
6	特許製品以外のライセンスー製品の 販売への影響	特許自体の価値で判断 (標準に採用されたことによる 価値は除く)		修整無し	
7	特許の残存期間とライセンスの期間	同左	採択時で判断	修整無し	
8	特許製品の利益率	特許自体の価値で判断 (標準に採用されたことによる 価値は除く)	平均利益率	商業的な価値が高い →上方修整	
9	従来品と比べた特許の優位性	同左 (標準に採用され得た 代替技術を考慮)	中度、又は中度から 高度の重要性 標準全体価値への貢献度	優位性が高い →上方修整	特許の質
10	特許権者の特許製品の特徴と 実施者への利益	特許自体の価値で判断 (標準に採用されたことによる 価値は除く)		優位性が高い →上方修整	利益率への影響
11	実施者による特許の使用状況	特許自体の価値で判断 (標準に採用されたことによる 価値は除く)		行為開始時を基準に算定 →修整無し	
12	商慣行上の利益率	同左 (FRAND条件を負わない場合の 商慣行は参考にはしない)	トップダウンアプローチ	修整無し	必須特許のロイヤリティ 比率
13	特許によって実現可能な利益率	特許自体の価値で判断 (標準に採用されたことによる 価値は除く)	製品にとっての重要性を 考慮 平均利益率が上限となる	特許の価値は高いが、 実施者のビジネスリスクと相 殺 →修整無し	標準の貢献度
14	専門家による意見	同左		修整無し	
15	自発的に合意したであろう金額	FRAND条件、標準の目的を勘案	必須特許総数を考慮	各修整が相殺し、 基準の実施料額で判断	必須特許総数
		特許権者への合理的な 実施料額の取得を確保	標準活動のインセンティブを 確保 最小単位の製品を基礎に判 断	他社へのライセンスと その利益率	数量、品質、 研究開発状況

この実施料額は、一見すると極めて低いものと受け止められがちである。しかし、判決では、特定の特許・実施者・製品の製造販売についての実施料が算定されたに過ぎないことに留意すべきである。技術標準が広範囲に普及している必須特許である限り、市場全体から期待できる潜在的な実施料収益の累積額は適正な額に至ることが考えられる。例えば、パテントプールとして成功した MPEG2 は、特許 1 件当たりの実施料額を算出すると 0.2 円/台程度⁽²⁶⁾であり、普及して収益が得られた一例である。また、3G 端末の契約台数は 16 億件であり⁽²⁷⁾、3G 端末の実施料額が Apple 判決を参考に 1 円/台と仮定しても、3G 規格の必須特許 1 件当たりで、16 億円の収益の見込みが推定できる。

以上の事情からも、判決によって算定された実施料額の合理性は否定できないものがあり、今後も訴訟では同等の対価の判断がなされる可能性は高いものと考ええる。そこで、次章において、この合理的な実施料を算定するための要素を抽出し、統一的で汎用性の高い算定方法を提案したい。

3. FRAND 実施料算定方法の提案

(1) 実施料算定要素の抽出

Georgia-Pacific factor に基づいて比較、当て嵌めを行った各判決の要素から、多くの裁判に共通し、かつ個別具体的な事情によらないものを抽出する。

また、抽出した各要素を 1 つの実施料算定要素として統一する。

①製品中において標準が貢献した割合について

Apple 判決では、規格に準拠していることの貢献部分の割合を算定している。

Innovatio 判決では、標準が貢献した割合について言及されていないが、対象製品が部品であることから、当該割合は部品中の 100% であると考えられる。

Microsoft 判決、CSIRO 判決、及び Huawei 判決では、実際の割合は述べられていないものの、算定要素として考慮されている。

本稿において、これを【標準の貢献度】とする。

②基準となる実施料率について

Apple 判決では、5%の累積ロイヤリティ上限を設定している。

Microsoft 判決では、パテントプールの実施料を参照している。

Innovatio 判決では、製品価格の平均利益率 12.1% を、最大実施料率としている。

CSIRO 判決及び Huawei 判決では、他社への実施料を参照している。

本稿において、これを【基準実施料率】とする。

③必須特許の総件数について

Apple 判決、Microsoft 判決、及び Innovatio 判決では、必須特許の総件数から特許 1 件又は特許ポートフォリオの実施料を算定している。

CSIRO 判決及び Huawei 判決では、FRAND 条件下での他者への個別実施料を基準としているため算定要素とはなっていない。なお、Huawei 判決では、判断

要素として考慮はされている。

本稿において、これを【必須特許総件数】とする⁽²⁸⁾。

④対象特許の技術的な価値について

Apple 判決では、「本事件特許の UMTS 規格に対する貢献が、他の必須特許と比べて大きいと認めるに足りる証拠はない。…本事件特許も他の UMTS 規格の必須特許も、同程度に、UMTS 規格に貢献していると評価するのが相当である」⁽²⁹⁾との検討がなされている。

Microsoft 判決では、対象特許が製品に対して重大な技術的価値に貢献していないと判断され、上限及び下限が算出された実施料額の、下限額を適用した。

Innovatio 判決では、ファクター 9 に基づき、対象特許ポートフォリオは標準にとって中度又は中度から高度の重要性である (moderate or moderate-high importance) とし、重要度が上位 10% であると認定した。また、重要度が上位 10% である特許の標準への貢献度は、84% であると認定した。

CSIRO 判決では、ファクター 9 に基づき、対象特許の優位性が高いと認定された。

Huawei 判決では、特許の質として考慮されている。本稿において、これを【特許の価値】とする。

(2) 実施料算定方法の提案

①実施料算定方法

抽出した実施料算定要素を、製品 1 台当たりの特許 1 件の実施料率を求める算定方法としてまとめると、

$$\begin{aligned} \text{【実施料率】} &= \text{【標準の貢献度】} \\ &\times \text{【基準実施料率】} \\ &\div \text{【必須特許総件数】} \\ &\times \text{【特許の価値】} \end{aligned}$$

となる。

【標準の貢献度】に【基準実施料率】を乗算したものが考え得る上限の実施料率であり、【必須特許総件数】で除算した数値が基準となる特許 1 件の実施料率となり、その数値を【特許の価値】により上下させることで求められる数値が、製品 1 台当たりの特許 1 件の実施料率となるものである。

(ア) 標準の貢献度

標準の貢献度は、特許の価値とは別に判断することで、ホールド・アップ問題を回避することにおいて意味がある。

ここで、対象製品が部品の場合、標準の貢献度は 100% になると言える。一方、完成品の場合は、対象の

部品が完成品の中でどれだけの価値があるかという考え方にに基づき、これが単純に価格によるのであれば、完成品の単価から組立て費用や粗利を差し引いた完成品中の全部品の合計価格を対象とし、

$$\text{【対象部品価格】} \div \text{【全部品の合計価格】}$$

によって算出することが妥当であると考えられる。

(イ) 基準実施料率

基準実施料率の決定は、ライセンス交渉において、双方の意見の対立が大きいことが予想される。他社へのライセンスは個別具体的な事情が含まれるため、単純にこれを採用することは客観性に欠けると考えられる。

そのため、商慣行上の実施料率を採用することが適切であると言えよう。また、Innovatio 判決において採用された製品の利益率も上限としては考えられる。

パテントプール実施料は、一般的な実施料より低く設定されていることが通例であるため、実施者側からは、パテントプール実施料よりも高い額を採用すべきという意見が強い。実際、Microsoft 判決においては、パテントプールに参加していない場合の実施料は、パテントプールの実施料の 3 倍であると判断されている。

従って、基準となる実施料率を複数特定できる場合は、それらの算定結果の下限・上限を採用し、実施料判断に幅を持たせることが望ましい。これにより、ライセンス交渉において、当事者等が許諾製品 (完成品、部品) の枠組み、ボリュームディスカウント、CAP その他条件とのバランスで、個々の事案に最適な基準実施料率を合意することが可能になると考える。

(ウ) 必須特許総件数

必須特許総件数は、上限と考え得る実施料から必須特許総件数を除算し、特許 1 件当たりの実施料を算出することで、ロイヤリティ・スタッキング問題を回避している。

総件数が多い場合、母数が大きくなるため特許 1 件当たりの実施料は下がるが、同時に特許保有件数も増える場合が多いため、特許ポートフォリオとしての実施料は少なくない額に達すると考えられる。

また、特許件数をパテントファミリー数にするとしても、総件数及び保有件数のどちらにも影響することにより相殺され、ある範囲で同等の実施料額になると考えられる。なお、無効と判明した特許は総件数から除外するのが適切である。

(エ) 特許の価値

パテントプールにおいては、個々の特許の技術的価値を考慮することはほぼないが、二社間のライセンス交渉等では、考慮することが適切と考える。

なお、特許の価値は、他の特許と比較して平均である場合を1とし、価値の高い場合は1以上、価値の低い場合は1未満と、その数値は相対的に決定されることとなる。

また、特許の価値を考慮した場合の必須特許全体における特許の価値の合計は、特許の価値を考慮しない場合の合計と一致しなければならない。その算出については、判断が困難であるため、今後の研究が進むことを期待したい⁽³⁰⁾。

②精度向上のための留意事項

(ア) 基準実施料率の適正な選択

例えば、対象製品が完成品であるか部品であるかという観点で、基準実施料率を適正に選択をすべきであると考えられる。

また、パテントプールの実施料は、実施料率なのか実施料額なのか、個々のパテントプールによって異なる。ここで、実施料額を基準にした場合、平均単価の情報等を使って、基準実施料率を導くことが必要となる。

(イ) 製品価格の設定

製品が販売されてから年月とともに、市場での製品価格が低下していくことが考えられるため、実施料額を算出するには、契約期間中の平均価格を設定する等の留意が必要である。なお、実施料率の設定に際し、製品価格の低下に伴い実施料額も低下する等、実施者に配慮した契約も可能であろう。

また、実施料額の定まっているパテントプールは影響を受け得る。実施料額が変わらずに製品価格が低下すると、実施料率は低下するため、パテントプールの実施料率を基準として採用する場合には留意が必要である。

(ウ) 複数国への出願による特許件数の増加

複数国へ出願することによって必須特許総件数が増加すると、そうした出願をしていない特許権者の特許は、外国出願をしていないことを理由に、特許1件の実施料額が低下する。かかる事態を防ぐことを考慮する場合は、パテントファミリー単位で算出するのが一つの方策であると考えられる。パテントファミリー数

が明確でない場合、米国の必須特許件数を採用することも可能であろう。

但し、特許権者が権利を保有している国と、ライセンスが製品を販売している国の一致度が低い等の事情がある場合には、パテントファミリー単位での算定を是正等することで効率かつ適正な算定が可能になると考える。

(エ) 分割出願又は継続出願による特許件数の増加

分割出願等によって件数が増加することが考えられる。MPEG2パテントプールにおいては、米国出願の52%が分割出願等を利用⁽³¹⁾しているといったデータもある。上記(ウ)同様、パテントファミリー単位で算出することで解決可能であるが、件数を増加させることを目的としていない場合もあると考えられ、留意が必要である。なお、分割出願が多数存在する場合には、これらの特許ポートフォリオに属する個別の特許の価値は低いという意見⁽³²⁾もあり、特許の価値による調整も可能であると言えよう。

(オ) 存続期間満了による特許件数の減少

必須特許総件数が減るので1件当たりの実施料が高くなる要素になる。

(3) 小括

FRAND実施料算定に必要な要素として、標準の貢献度、基準実施料率、必須特許総件数、特許の価値をあげた。これらは、判決において共通して検討された要素であり、抽出して実施料算定方法に用いたことには合理性があると言えよう。

4. 提案する実施料算定方法の検証

(1) 裁判例への適用

本稿で取り上げた裁判例のうち、対象製品の価格や必須特許総件数等が特定可能なものについて、前章で提案した実施料算定方法を適用し、算定方法の検証を行う。

① Apple 判決 (iPhone4)

対象製品はiPhone4である。価格は、総部品価格が特定可能であった16Gモデルの日本での希望小売価格である46080円とする。iPhone4(16G)の総部品価格は187.52ドルであり、対象の部品である3Gチップの価格は25ドルである⁽³³⁾。よって、標準の貢献度は13.33%(25ドル/187.51ドル)となる。判決を引用し、

基準実施料率は5%、特許の価値は1、必須特許総件数は529件とする。

よって、特許1件当たりの実施料率は、

$$13.33\% \times 3\% \div 3.3 \times 3$$

より、0.00126%となる。また、特許1件当たりの実施料額は、

$$46080 \text{ 円} \times 0.00126\%$$

より、0.581円/台となる。

適用の結果としては、判決における算定額1.42円/台の2分の1程度であり、妥当性はあると言えよう。低い額となった理由としては、判決においては、製品中の標準の価値について、「スマートフォンであって、移動体通信機能以外の多くの機能を有するものではあるが、本事件製品4と比較すれば、社会通念上の基本的な機能としては、移動体通信機能を主とするものと捉えられているとするのが相当である」⁽³⁴⁾と、部品の価格からではなく、その性能について判断がなされ、それが高く認定されたことが考えられる。

② Apple 判決 (iPad2)

対象製品はiPad2である。価格は、総部品価格が特定可能であった、16Gモデルの日本での希望小売価格である56640円とする。iPad2(16GB)の総部品価格は262.55ドルであり、対象の部品である3Gチップの価格は25ドルである⁽³⁵⁾。よって、標準の貢献度は、9.75%(25ドル/262.55ドル)となる。判決を引用し、基準実施料率は5%、特許の価値は1、必須特許総件数は529件とする。

よって、特許1件当たりの実施料率は、

$$9.75\% \times 5\% \div 529 \times 1$$

より、0.00092%となる。また、特許1件当たりの実施料額は、

$$56640 \text{ 円} \times 0.00092\%$$

より、0.522円/台となる。

適用の結果としては、判決における算定額1.12円/台の2分の1程度であり、妥当性はあると言えよう。低い額となった理由は、判決では標準の貢献度を3G機能の有無による製品の価格差より算出しているが⁽³⁶⁾、ここには完成品の利益率も含んで計算したためと考えられる。

③ Microsoft 判決 (802.11 標準)

対象製品であるXboxの価格は、日本での発売当初

の希望小売価格である34800円とする。また、Xboxの原価率は不明であるところ、Xbox系製品である「Xbox One」の原価率が90%であることより⁽³⁷⁾、Xboxについてもこれと同様であると仮定し、総部品価格を31320円とする。対象部品であるWi-Fiチップの価格は、Innovatio訴訟において認定された額を日本円換算した1600円とする。そのため、標準の貢献度は、5.1%(1600円/31320円)となる。

基準実施料率は、エレクトロニクス分野の平均実施料率である3.5%⁽³⁸⁾を採用する。特許の価値は、判決において低いと認定されていることより、0.5とする。必須特許総件数は、判決において米国の必須特許総件数を対象としているため、400件を概算として採用する。ここで、留意事項において検討したように、米国の必須特許総件数は、必須特許の Patent Family 数の最大値であるとも言えるため、Patent Family 単位で計算する上でも、合理性があろう。

よって、特許1件当たりの実施料率は、

$$5.1\% \times 3.5\% \div 400 \times 0.5$$

より、0.00022%となる。また、特許1件当たりの実施料額は、

$$34800 \text{ 円} \times 0.00021\%$$

より、0.078円/台となる。

判決において、802.11標準のXboxの実施料額は、11件の特許ポートフォリオ当たり約3.8円/台と算定されているため、特許1件当たりでは約0.35円/台(3.8円/11件)となる。そのため、検証の結果としては、5分の1程度低くなった。しかし、判決においてXboxにのみ適用した算定方法は、特定できた実施料の平均額から算出したものであり、これは客観性が低いと考えられる。一方、他の製品に対して算定された実施料額の下限は約0.079円/台であり、これとはほぼ同額となったため、妥当性があると言えよう。

(2) ZigBee の実施料の試算

① 概要

「ZigBee (ジグビー)」とは、センサーネットワークを主目的とする近距離無線通信規格(IEEE 802.15.4標準)である。転送距離が短く転送速度も低速である代わりに、安価で消費電力が少ないという特徴を持つ。

標準規格特許は、ZigBee Allianceによって管理がなされ⁽³⁹⁾、実施料の徴収が行われている。しかし、規

格に係る特許権者の全てが ZigBee Alliance には加盟しておらず、また、ZigBee が元々 IBM 社や Intel 社などが中心となって普及を進めようとしていた「HomeRF」から派生した規格であることから、ZigBee Alliance のアウトサイダーの存在により潜在的な知財リスクがあると推認される。

②必須特許の特定

(ア) FRAND 宣言した特許権者

IEEE 802.15.4 で、FRAND 宣言した 22 社の特許権者を特定した⁽⁴⁰⁾。

(イ) 必須特許の検索

WIPO PATENTSCOPE において、

(English Description = ZigBee or 802.15.4) and
(Grant Number Is Empty: No) and (All Names = 上記特許権者)

とする検索式を用い、「ZigBee」又は「802.15.4」が含まれ、かつ「Grant Number」の記載のある公報（米国の登録特許）、かつ、上記で特定した特許権者が保有するものを検索した。検索結果は必ずしも必須特許であるとはいえないが、総件数の上限を示すものであり、検証用途には妥当と判断した。

(ウ) 対象となる必須特許

上記検索の結果、630 件の米国特許を特定した。これをパテントファミリー数と仮定し、検証に用いる。

③実施料の試算

対象製品は ZigBee 関連製品における最小単位の製品（下位製品の「XBee」を含む）とする。製品価格は、当該製品中、特定可能であった最低額（1790 円）と最高額（3980 円）の平均である 2885 円とする。対象製品は実質的に部品であると言えるため、標準の貢献度は 100% である。また、基準実施料率は利益率とし、Innovatio 判決における通信技術部品の平均利益率 12.1% を採用する。必須特許総件数は上記 630 件であり、特許の価値は基準で考えるべく 1 とする。

よって、特許 1 件当たりの実施料率は、

$$100\% \times 12.1\% \div 360 \times 1$$

より、0.0192% となる。また、特許 1 件当たりの実施料額は、

$$2885 \text{ 円} \times 0.0192\%$$

より、0.554 円/台となる。

(3) LTE の実施料の試算

①概要

LTE (Long Term Evolution) 標準とは、第 3 世代 (3G) 携帯電話のデータ通信を高速化した規格である。標準化団体 ESTI の 3GPP によって 2009 年 3 月に策定された。

LTE は、ライセンス管理会社である、Via Licensing 社、Sisvel 社、MPEG LA 社の 3 社によって、パテントプールの形成がなされている。しかし、参加している特許権者は、Via Licensing 社において 12 社⁽⁴¹⁾、Sisvel 社において 6 社⁽⁴²⁾ といった状況 (MPEG LA 社は非公開) であり、FRAND 宣言している特許権者が 49 社あることを考慮すると参加率が少ない。従って、LTE の実施に係る知財リスクが潜在化していると言えよう。

②必須特許の特定

ETSI に FRAND 宣言がなされた必須特許は、株式会社サイバー創研の調査によると⁽⁴³⁾、パテントファミリー単位で 5919 件である。また、同調査において、登録された必須特許件数が、パテントファミリー単位で 3035 件であると推定されている。

本試算においては、この 3035 件をパテントファミリー数として用いる。

③実施料の試算

対象製品は「iPhone6」とし、価格は 16G モデルの 75800 円である。iPhone6 (16G) の総部品価格は 196.10 ドルであり、対象の部品である LTE チップの価格は 33 ドルである⁽⁴⁴⁾。よって、標準の貢献度は 16.83% (33 ドル/196.10 ドル) となる。基準実施料率は、Apple 判決を引用し 5% とする。必須特許総件数は上記 3035 件であり、特許の価値は基準で考えるべく 1 とする。

よって、特許 1 件当たりの実施料率は、

$$16.83\% \times 5\% \div 3035 \times 1$$

より、0.00028% となる。また、特許 1 件当たりの実施料額は、

$$75800 \text{ 円} \times 0.00028\%$$

より、0.21 円/台となる。

Via Licensing 社の LTE パテントプールの実施料は、ボリュームディスカウントによる平均価格を実施料額とすると 2.46 ドルであり、これをパテントプールに参加している特許権者の特許保有件数の合計で除算すると、特許 1 件当たり約 0.5 円と算出できる。ここ

で、LTE パテントプールにおいては参加している特許権者が少ないことにより、対象の必須特許件数も少なく、結果、按分した額が高くなっていることが考えられる。

試算によって算出された実施料額は、パテントプールの実施料額の2分の1程度であり、また上述の理由が考えられることから、妥当性があると言えよう。

(4) 小括

裁判例への適用による検証の結果、実施料率は対象製品によって異なるところ、実施料額は、特許の価値が基準である場合には概ね0.5円程度となった。判決における算定額と比較して大幅な差がない結果が得られたことから、算定方法として妥当であり、また汎用性も高いと言えよう。

ZigBee 及び LTE の実施料の試算についても概ね同様の結果が得られたことから、当該実施料は合理的なものであると考えられる。ここで、本試算結果は1パテントファミリー当たりの実施料額であるため、全ポートフォリオの算定は当該実施料額にパテントファミリー件数を乗じて算出するよう留意されたい。

なお、本章で検証の対象とした ZigBee 及び LTE の実施料は、多くの条件を仮定して試算したものであり、提案する実施料算定方法の検証を目的とした結果である。試算結果の金額等については、著者の法的助言を構成するものではないので、留意されたい。

5. まとめ

本稿では、複数の裁判例において共通する実施料算定の要素より統一の算定方法を導き、その妥当性を検証した。本稿の目的は、画一的な実施料を確定することにはない。個別の事案における実施料の決定は、あくまでもライセンス交渉等での当事者同士の合意によるものとする。本稿での統一的算定方法が、個々の裁判、ライセンス交渉において、当事者双方の納得性が高く合理的な実施料の算定と円滑な合意形成の一助となることを期待したい。

注

- (1) 米国においては、Fair を除いた「RAND」と称されることが多いが、実質的には同義である。本稿においては、「FRAND」に表記を統一する。
- (2) 必須特許権者等が実施許諾しないと選択した場合には、標

準策定の会議では当該提案を標準規格として採択しないことが暗黙のルールとなっている。加藤恒『パテントプール概説 技術標準と知的財産問題の解決策を中心として (改訂版)』(発明協会, 2009)。

- (3) 知財高裁判決平成26年5月16日(平成25年(ネ)第10043号)。以下、「Apple 判決」という。
- (4) 前掲注3・141頁。
- (5) Microsoft Corp. v. Motorola, Inc. (10-CV-1823, W.D. Wash., 2013.4.25)。以下、「Microsoft 判決」という。
- (6) IEEE (The Institute of Electrical and Electronics Engineers, Inc.) は、米国に本部を持つ電気工学・電子工学技術の学会であり、標準規格の制定を行っている。
- (7) 「Georgia-Pacific factor」とは、特許権者と実施者とが発明の経済的価値を評価した結果決まるであろう仮想実施料を算出するための、15の要素である。必ずしも全ての要素が判断されるわけではなく、個々の事件で、提出された証拠に鑑みて判断される(日本知的財産協会「米国特許侵害訴訟実務マニュアル」(2010))。
- (8) Innovatio IP Ventures, LLC v. Cisco Systems, Inc. (11-CV-09308, N.D. Ill., 2013.9.27)。以下、「Innovatio 判決」という。
- (9) LaserDynamics, Inc. v. Quanta Computer, Inc. (E.D. Tex., 2012.8.30)
- (10) Mark Schankerman, 「How Valuable is Patent Protection? Estimates by Technology Field」, The RAND Journal of Economics, Vol.29, No.1 (1998)
- (11) Commonwealth Scientific and Industrial Research Organisation v. Cisco Systems, Inc. (E.D. Tex., 2014.7.23)。以下、「CSIRO 判決」という。
- (12) 広東省高級人民法員2013年10月12日判決(粵高法民三終字第305号)。以下、「Huawei 判決」という。
- (13) Apple 社のプレスリリース (<https://www.apple.com/jp/pr/>) より販売台数を iPhone4 は650万台、iPad2 は64万台と概算し、iPhone4 は製品価格を51840円(16Gモデルの46080円と32Gモデルの57600円の平均)、iPad2 は64720円(16Gモデルの56640円、32Gモデルの64800円、64Gモデルの72720円の平均)とし、算出した。工場出荷価格をベースにすれば実施料率は更には上回る。
- (14) 加藤恒「我が国における特許権の行使をめぐる課題—企業の立場から権利活用上の課題を概観する—」『知財権フォーラム Vol.98』9頁においては、この数値について約30%と算出されている。
- (15) 前掲注3・142頁より、3G機能の有無による製品の価格差を1万数千円程度とし、その価格を貢献割合としていることから、同様の割合が算出できる。
- (16) これについて、「UMTS規格に準拠している貢献部分(寄与率)ではなく製品全体の工場主か価格をベースとした累積上限を採用しながら更に寄与率を乗ずることは、不自然である」(加藤恒「アップル対サムスン(iPhone)事件—FRAND」『ジュリスト1475号』54頁(2015))との批判がある。

- (17) 前掲注 3・139 頁。
- (18) Fairfield Resources International 「Review of Patents Declared as Essential to WCDMA Through October, 2008」 (2009)。
- (19) 前掲注 18・27 頁。
- (20) 前掲注 5・171 頁。パテントプールに参加する総合的な価値とパテントプールに参加しない価値を比較し、パテントプール外で他社から受け取る FRAND 実施料の総額はパテントプール実施料の 3 倍であると算定した。
- (21) 図 1-10 は、裁判例における数値を基に筆者により作成した。
- (22) Microsoft 判決より算出した。
- (23) MPEG2 においても、全世界の必須特許件数が 1091 件であり米国の必須特許権数が 147 件である（存続期間満了の特許を含む）ため、これと同様の割合であった。
- (24) 前掲注 18。
- (25) 裁判例を基に筆者により作成した。
- (26) ライセンサーが支払う実施料額である 2 ドル/台を、必須特許件数 1091 件（全てが存続期間内であると仮定）で除算して算出した。
- (27) GSA ホームページ (<http://www.gsacom.com/>, 2015.1.14 最終閲覧)。
- (28) 全体の料率に対して個々の特許の持分を按分比例する原則である、「Pro-rata 基準」（加藤恒「標準規格形成における特許権の行使」『ジュリスト 1458 号』23 頁(2013)）という考えと同義である。
- (29) 前掲注 3・144 項。
- (30) 研究として、竹山宏明「[必須特許についてのパテントプールにおける重み付けの評価]に関する具体的考察」『パテント Vol.62 No.8』(2009)がある。
- (31) 塚田尚稔「パテントプールに係る特許の質と出願行動について」『知財研紀要 2008』(2008)。
- (32) 前掲注 30・73 頁。
- (33) IHS Technology_ Press Release (2012.3.16) (<https://technology.ihs.com/388916/>)。
- (34) 前掲注 3・142 頁。
- (35) IHS Technology_ Press Release (2010.6.28) (<https://technology.ihs.com/388916/>)。
- (36) 前掲注 15。
- (37) IHS Technology_ Press Release (2013.11.26) (<https://technology.ihs.com/467389/>)。
- (38) 株式会社帝国データバンク「知的財産の価値評価を踏まえた特許等の活用の在り方に関する調査研究報告書～知的財産（資産）価値及びロイヤリティ料率に関する実態把握～」(2009)。
- (39) Governing Documents and Intellectual Property Rights (<http://zigbee.org/zigbeealliance/governing-documents/>, 2015.1.14 最終閲覧)。
- (40) IEEE - SA RECORDS OF IEEE STANDARDS - RELATED PATENT LETTERS OF ASSURANCE FOR IEEE STANDARDS 802.12 - 802.15.7 (http://standards.ieee.org/about/sasb/patcom/pat802_12.html, 2015.1.14 最終閲覧)。
- (41) Via Licensing_ LTE Licensors (<http://www.vialicensing.jp/licensecontent.aspx?id=1530>, 2015.1.14 最終閲覧)。
- (42) Sisvel_ LTE_ Patent Owners (<http://www.sisvel.com/index.php/lte/patent-owners>, 2015.1.14 最終閲覧)。
- (43) 株式会社サイバー創研「LTE 関連特許の ETSI 必須宣言特許調査報告第 3.0 版」(2013)。
- (44) IHS Technology_ Press Release (2014.9.23) (<https://technology.ihs.com/511475/>)。

(原稿受領 2015. 4. 23)